

いじめ対応について

1 本校の基本方針

本校の教育目標は、「豊かな人間性と未来を想像する児童生徒の育成」、目指す子ども像を「相手の立場や気持ちを考え協力できる子」「いのちを大切にする児童」としている。そのことは、教育活動全体を通して、知徳体のバランスのとれた児童生徒の育成を目指すものである。

いじめは、人として決して許されない行為であり、本校では教育活動全体を通して強く指導していくとともに、どの児童にも、どの学校にも起こりえるという認識をもち、学校と家庭が連携をとりながら、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応にチームとして取り組んでいくことが大切である。

2 学校の現状

本校では、道徳の時間や特別活動の時間との関連を図りながら学校の全ての教育活動を通して児童の豊かな人間性の育成を図っている。しかし、児童相互の関わりの中で、相手の立場を考えない言動や態度により登校しぶりや学級での居場所が作れないなどの児童がいる。

3 いじめ防止等の指導體制

(1) いじめに対する認識の共有を図る。

- ・「いじめ定義」についての共通認識
- ・当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的苦痛を感じているもの。
- ・個々の行為が「いじめ」の判断は表面的・形式的に行うのではなくいじめられた児童の立場に立って行う。

(2) 未然防止

- ・児童のよさを認め、誉め、励まし、のばす事を基本としたいじめのおこりにくい学校経営、学級経営に努める。
- ・スクールカウンセラーや児童と親の相談員、巡回教育相談員、市町村教育委員会の相談機関等の活用について児童や家庭に周知するとともに、相談しやすい環境作り及び教育相談体制の確立を図る。
- ・教職員と児童との信頼関係作りを行うとともに、定期的な教育相談等を実施する。
- ・道徳や特別活動等において、「正義感や公正さを重んじる個々と」「他人を思いやる心」「命の大切さ」などの道徳性をはぐくみ、体験活動や日常生活との関連を図りながら自尊感情を高め、道徳的実践力を育成する。
- ・いじめの問題を学級全体の問題として共に考え、解決していく態度を培う。

(3) 早期発見・早期対応

①いじめの早期発見のための措置

- ・定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、日頃から児童がいじめを訴えやすい雰囲気づくりに務める。

- ・保護者用のいじめチェックシートなどを活用し、家庭と連携して児童生徒を見守り、健やかな成長を支援していく。
- ・児童生徒及びその保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ・児童生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検するとともに、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。
- ・教育相談等で得た、児童の個人情報については、対外的な取り扱いの方針を明確にし、適切に扱う。

②いじめの早期対応

児童生徒や保護者から相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

- ・いじめの発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず、速やかに「いじめの防止等の対策のための組織」に情報を共有し組織的に対応する。
- ・組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聞き取り、事実の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。
- ・学校や教育委員会が加害児童に対して必要な教育的指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、被害児童を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署へ相談して対処する。

③いじめ対応についての引き継ぎ

いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学にあたって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

4 重大事態等への対応

重大事態の発見と調査

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童が自殺を企図した場合等）や児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたもの、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があった場合は、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

①事実関係を明確にするための調査の実施

ア いじめられた児童から聞き取りが可能な場合

いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先した調査を実施

イ いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合

当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取

②調査結果の提供及び報告

ア 校長又は教育委員会は、いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する。